

「1面の続き」

仕事をがむしやらに頑張つて、家庭は妻が守るというような固定的役割分担はいまや通用しなくなっており、それに代わり、様々な人が様々な生き方を選択して、それでこそ社会が活性化するのでという方向性を国は示しています。

ワーク・ライフ・バランスの実情は？

安倍首相の提言で、大手企業が続々女性管理職の登用を発表するなど、社会での女性の活躍推進への関心は高いのですが、家事責任における「子育て」に特化すると、現実にはこどもを産んで一旦仕事から遠ざかる場合が多く、再就職などに困難が生じることも多いことから、育児休業制度などの充実が望まれるところだ。

平成24年度に東京都産業労働局が実施した「東京都男女雇用平等参画状況調査」では、育児休業規定のない事業所が8.0%ありました。また、育児休業対象者のうち、実際に取得したのは女性が94.7%、男性が8.4%でした。

男性の育児休業取得にあたっての課題については、「代替要員の確保が困難」が59.7%で、「休業中の賃金補償」が53.1%でした(複数回答あり)。この1位2位は女性についても同じで、育児休業をためらわせる2大要因と考えられます。

「仕事」と「仕事以外の生活」の両立支援を

前述の東京都の調査では、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みの今後の必要性について、都内で働く人の回答は、「積極的に取り組むべき」と「ある程度取り組むべき」とを合わせて、82.5%でした。しかし、現実には「全く取り組んでいない」と「あまり取り組んでいない」を合わせて65.7%となっており、必ずしも意識と現実が一致していません。職場での長時間労働を強いられるケースはまだ多く、男女ともに仕事と育児などの家庭生活の両立支援に関わる問題が浮上しており、取り組みを強化する動きが求められています。

ワーク・ライフ・バランスを進めよう

今後、仕事と「仕事以外の生活」の調和を実現するためには、国や地方自治体におけるワーク・ライフ・バランス施策の推進はもちろんのこと、企業のワーク・ライフ・バランスへの理解と休暇・休業等の制度の整備、区民一人ひとりの工夫など働き方の見直しが必要不可欠です。そして、幼少時からじまるジェンダー形成は、周囲の大人のこうあるべきという先入観が大きく影響することを認識し、男女の性別による固定的役割分担意識をなくし、家庭の中でこどもを育んでいくことも大切です。前ページ下段にワーク・ライフ・バランスに取組む区内企業を紹介しておりますので、皆様の参考になれば幸いです。

江東区

女性のなやみとDV相談

より

たたく、蹴る。妻を追出し、家に入れない。首を絞める。テレビのニュースやドラマでも、夫から妻への暴力が取り上げられています。DV(ドメスティックバイオレンス)は、広く一般に知られるようになりました。しかし、DVは、身体への暴力だけではなく、DVの根底には、パートナーからの支配・コントロールがあり、精神的DVもその一つです。モラルハラスメントと呼ばれることもあります。それは、どのようなものでしょうか？

事例

※特定の個人の経験ではありませ

「餃子も焼けない女なんだよ」

Aさんは、会社員の夫と、小学生の女の子と3人で、区内のマンションで暮らしています。この週末、冷凍の餃子を焼いて出した時に、餃子が中まで温まっていま



せんでした。夫は、「ちえつ」と舌打ちし、「店で、生の餃子なんか出るか？お前は、餃子も焼けない女なんだよ」と言いました。こどもは、下を向いて黙っていました。「ごめんね」とAさんは言い、慌てて餃子を焼き直ししました。夫は食事の間中、口をききませんでした。

精神的DVの影響

「お前は、専業主婦だから、お前の仕事だろ」。今まで、夫に何か頼むとそう言われ、家のことは、ほとんどAさんがやってきました。嫌味を言われるので、夫にこどもを預けて出かけることはできません。

長女は、小学校への入学後、行きたがらない時がありました

す自信がなくなり、会うのがおっくうです。なんだか苦しくて、時々急に涙がこみ上げてくるし、些細なことでイライラして、こどもにきつく当たってしまうこともあります。ぼんやりして上手く考えることができません。これらの変化は、Aさんが心にダメージを受けてきた結果です。

嫉妬や監視もDVの一つ

精神的DVには、他にも、「ひどい嫉妬をして、相手を責める」「常に電話やメールで監視する」「実家へ行くことや、友だちに会うことを嫌がる」「孤立させる」「無視する」というものがあります。妻が、「離婚したい」「別れたい」と言う、お前のせいだ病気になる」「自殺する」と脅すのも、精神的DVのひとつです。妻をコントロールし、離婚を思いとどまらせようとしているのです。

「夫に気に入らないことを言ったら、翌日、おはようと言ったのに無視された」などの、些細な出来事が、精神的DVの始まりとなる場合があります。対等な関係であっても、長い結婚生活の中で、このような喧嘩やいさかいはありますが、DVの関係では、どちらかがパワーを持ち、一方的にそのパワーを使うという特徴があります。

勇気を持って、相談へ

Aさんは今まで、誰にも話したことはありませんでした。ある日、区役所のトイレにあった

「女性のなやみとDVホットライン」のカードを見て、思い切って電話を試してみました。「今まで、たいへんでしたね」と言われ、話を聞いてもらって、ちよっとほっとしました。これからのことは、どうなるかわかりません。相談を続けていく中で、夫との関係を考え、こどもと自分にとって、良い方向にいくようにしようとAさんは思っています。

方に寄り添って、相談を受けています。秘密は厳守いたします。苦しいな、おかしいなと思ったとき、人に話してみることが、心の整理のきっかけになることもあります。また、このような方があなたの周囲にあられたら、専門の相談機関で相談することを勧めたいと思います。「女性の悩みとDV相談」では、ご相談を受け付けております。お話を聞かせて下さい。お待ちしております。

DVの相談窓口

相談は全て無料です

江東区の相談窓口

- 江東区女性のなやみとDVホットライン
☎3647-9551 月～金(9:00～12:00、13:00～17:00)
土(9:00～12:00) ※祝日・年末年始を除く
- 江東区女性のなやみとDV相談(面接相談要予約)
☎3647-9551 月～土(時間は予約時にご確認ください)
保育有(1歳以上未就学児 要事前予約) ※祝日・年末年始を除く
- 江東区女性のための法律相談(要予約)
☎5683-0341(男女共同参画推進センター)
女性弁護士がDVほかの法的な問題にアドバイスします。水(13:00～16:00)
保育有(1歳以上未就学児 要事前予約) ※祝日・年末年始を除く
- 保護第一課(深川地区にお住まいの方)
☎3645-3106 月～金(9:00～17:00) ※祝日・年末年始を除く
- 保護第二課(城東地区にお住まいの方)
☎3637-2707 月～金(9:00～17:00) ※祝日・年末年始を除く

他機関の相談窓口

- 配偶者暴力相談支援センター
■東京ウィメンズプラザ ☎5467-2455 年末年始以外毎日(9:00～21:00)
■東京都女性相談センター ☎5261-3110
土・日・祝日・年末年始を除く(9:00～20:00)
- 女性の人権ホットライン
☎0570-070-810(法務局人権擁護部)
月～金(8:30～17:15) ※祝日・年末年始を除く
- DV相談ナビ
☎0570-0-55210 自動音声により指定の地域での最寄り相談窓口を案内
- [夜間・緊急時] 警察(事件発生時) 110番

あなたの夫・親密な関係にある人は…

- 経済的暴力
☐生活費に必要な額、渡さない。
☐出費を細かくチェックする。
☐家の財産を知らせない。
☐仕事を辞めさせない・仕事を辞めるように言う。
☐浪費・借金をする。
☐女性名義で借金をさせる。
- 性的暴力
☐性行為を強要する。
☐避妊に協力しない。
☐性的な映像を見せる。
- 精神的暴力
☐自分の思い通りにしないと、不機嫌になる。
☐見下したり、人格を否定することを行う。
☐相手をダメな人間だと思わせる。
☐一方的に自分本位で物事を決める。
☐無視する。
☐事実を捻じ曲げたり、矮小化(わいしょうか)して、混乱させる。
☐ひどい嫉妬をして、相手を責める。
☐実家に行くことや、友だちに会うことを嫌がる。
☐何時間も説教し、眠らせない。
☐自分の失敗や様々な問題を相手のせいにする。
☐大切にしているものを壊す。
☐二言目には「離婚だ」という(脅し)。
☐「自殺する」と脅す。
☐「妻(又は女)の仕事だ」と決めつける。